

質問	回答
お二人に質問です。「要望」のスライド部分にもいくつかまとめられていますが、今回の英国調査全体を通じて、日本において特に「この部分は日本も早急に英国の真似(ないしは参考)をしたほうがよい」と思うようなポイントはありましたでしょうか?	<p>【当日回答】[尾城]特に、ステークホルダー間のコミュニケーションのところは大事ではないか。OA義務化の詳細についてはまだ決まってないから明らかになっていないだけという部分が多々あり、内閣府としてはこれから関係者と協議する段階のようなので、まだ猶予はあると思う。待っているだけではなく、図書館からも要望を上げていく必要があり、政策サイドや研究者、大学の経営層の人たちも交えてコミュニケーションする必要があるのではないか。もう1点挙げるとすれば、日本ではGreenとGoldが図書館の中で組織的に分かれてしまっていることが多いと思うので、OA全体の枠組みで総括的に検討できる体制があるとよいと思う。</p> <p>[花崎]基本的には尾城さんと同じ。もう一つ、資金面でOA加速化事業で補正予算もついたが、一時的な費用である点が問題。継続的なものを要望していく必要がある。</p>
尾城さんに質問です。権利保持戦略について、出版社からの反発もあったとのことです、どのように折り合いをつけられたのでしょうか。	<p>【当日回答】この点は出張前に調べたことで、各大学での導入が進む前段階での話と理解している。詳しくは、船守先生のカレントアウェイナスの記事をご覧いただきたい。 https://current.ndl.go.jp/ca2055 なお、訪問した導入済みの2機関では、特に問題は起こっていないとのこと。</p>
日本だと研究者の負担が大きいことが問題になっていると思います。評価対象となるからやらざるを得ないという面もあると思いますが、セルフアーカイブを行えるだけの、簡便なシステムとなっているのでしょうか。	<p>【当日回答】例えばUCLのCRISでは、次のような方法で著者が論文ファイルを登録することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 研究者が大学のアカウントでCRISにログインする 2-1) 自身のアカウントページから、論文のタイトルなどのメタデータを入力し、ファイルをアップロードする 2-2) CRISが連携している外部の論文情報DBから通知が届くので、承認／非承認する <p>ただし、メタデータやファイルのバージョンのチェックなど、図書館員の確認作業を経るので、著者のセルフアーカイブのみで登録作業が完結しているわけではない。</p>
APC申請をCRISからできるようにしている、というのがイメージしにくかったのですが、どのような仕組みなんでしょうか？	<p>【当日回答】ICLでは、Green・Goldいずれであっても、入力自体はCRISからすることになっている。そして、その時にAPC申請希望の場合チェックを入れるようになっている。助成機関の情報もここで入力する。</p>
花崎さんに質問です。OACFに関して、「JISC参加機関が出資する」というのは、出資金を大学が出して小規模出版社がOA出版できるようにサポートするということでしょうか？	<p>【当日回答】あらかじめJiscの方で参加したい出版社を募って審査を行った上で、Jiscの参加機関から当該出版社に出資したいところを募る。</p>
JISCと大学との関係は？	<p>【当日回答】別の組織である。WGなどで大学等からメンバーが入ることはある。日本でいうNIIなど、国の機関ではない。人事交流もない。大学と出版社の中立的な立場を保とうとしている印象。</p>
助成機関が即時OAを求めており、研究者がエンバーゴを順守するという契約を交わしている場合矛盾するはず。そのような場合はどうなるか。	<p>【当日回答】REFと研究資金助成団体のポリシーが両方あるが、エンバーゴが例外として認められるというポリシーになつていればエンバーゴを優先していい。UKRIの方は即時OAを要求しているが、権利保持戦略で即時OAを実現する方法も取られている。</p> <p>Jiscが交渉したのは、出版社との間で譲渡契約に関する齟齬が生じないようにするために理解している。Compliant Greenとなっているところが、OAオプションとなる。権利保持戦略についても、著作権譲渡契約を付ける前にリポジトリに乗せることができるようにになっている。</p>
もう一点、義務化を強制できれば良いが、(日本の)大学等でそういった方策を実際に履行するのは現実的なものなのか。	<p>【当日回答】[尾城]個人的な意見としては難しいと思う。イギリスではREFという大学評価の仕組みに結びつけることで強制力を發揮している。それと同等のことを一つの大学でとると、そうした制度設計は難しいのではないか。</p> <p>[花崎] REFレベルの義務化を望むのかは現場も含めた議論が必要だと思う。国レベルの義務化にしたら各大学で対応できるかというと、今回の調査機関のように、大きい大学であれば先生の自己責任にし、小さいところは面倒を見るのかもしれない。大学レベルでの義務化に強制力はそこまで期待できないのではないかと思っている。</p>
英国内の非商用学会誌のOA対応動向がどのようにになっているか、もし情報があれば教えていただきたいです。(特にアクションがなく、機関の権利保持戦略に従っている?)	<p>非商用学会が権利保持戦略に従っているかどうかの調査は今回行っていません。英国の研究者がUKRIのOA方針を順守できるためにJiscが交渉を行った相手には学会も含まれ、学会が適用しやすいオプションの例としてJiscからはSubscribe to Open、Compliant Green、転換契約が挙げされました。</p>
JISCは何人の体制でやっているのでしょうか。NIIで同じことをしようとしたら、あと何人職員が必要になりそうでしょうか。	<p>Jiscの組織体制については、今回は調査していません。JiscとNIIでは事業内容が異なるので単純に比較するのは難しいように思いますが、OA支援にどれだけのスタッフがいるかは、今後追加で質問をする機会にお聞きできるかもしれません。</p>
尾城さんに質問です。REFの強制力が強い、ということですが、図書館が主体的にかかわらない(教員の責任)とした場合、「REFの評価が下がってしまうかもしれない」というリスクを大学(またはその大学図書館)はどのように考えているのでしょうか？(そもそも教員の責任と言ふ位置づけなのでしょうか？)	<p>前提として、REF評価に参加すること=REFへの提出要件を満たす形で研究成果を発表することは各教員の責務と考えてよいと思います。この責務が果たされない場合には、その教員の評価→その教員が所属する学部・学科の学内での立ち位置→最終的に大学の評価というベクトルで影響がでるので、まずは各学部・学科の中である程度の実質的な強制力が働いているのだと思われます。また、「図書館が主体的に関わらない」というわけではなく、網羅的な研究成果の把握や個々の未登録論文の登録促進を行うことよりも、シンプルなワークフローを構築し教員が迷わないようにすることに注力するというスタンスの図書館もある、という意図でした。大学の規模や、OA支援の体制によっても変わってくると思います。</p>

質問	回答
基本的な質問で恐縮ですが、OAが進展した要因であるUKRIによるブロックグラントとはどのような仕組みでしょうか？	研究費とは別に、UKRIのOA方針順守に必要なための資金を、研究助成規模に応じて機関ごとに配分する仕組みです。使途のルールは定められていますが、APCだけでなく、Jisc承認の転換契約(出版部分)、人件費やインフラなどに幅広く使用できるようです。これは学術論文を対象にしており、モノグラフのOAのためには申請が必要なグラントが別途用意されています。
JISCはElsevierを含む複数の出版社と転換契約の交渉をしているそうですが、契約金額はJISCがまとめて支払っている(各大学は負担していない)のでしょうか。	支払方法や負担額の調査はしていませんが、各大学では契約によりメリットを得られるか詳細に検討しているとかがったので、契約金額を各大学が負担していると理解しています。
学内でのAPCファンドについて。どのような予算を充て、どのような基準で給付を決めているのでしょうか。	調査機関中3大学に学内APCファンドがあり、各大学で、たとえばDOAJ掲載誌、CC BYライセンス付与、など給付の独自の条件を定めています。学内のどのような予算が充てられているかはわかりませんが、一時的に学内の余剰の予算を充てたという例もありました。
尾城さんへの質問です。CRISとはなにをするサービスかよくわからなかったのですが、Researchmapのようなものとは何か違うのでしょうか。	CRISとは、Current Research Information Systemの略で、「最新研究情報システム」と呼べれます。大学等の研究機関が、所属する研究者の研究にまつわる情報(論文や助成金の情報等)を収集・分析・発信するシステムです。訪問先機関では、所属研究者に対してCRISへの論文情報登録を促し、そこからREFへの登録システムと連携したり、論文が助成機関のOA要件を満たしているか確認したり、機関リポジトリにデータ連携をしたりといった活用をしていました。 researchmapも一種のCRISと呼べるのかもしれません、より機関での内部的な活用を可能にするのがCRISであるという印象です。 CRISについては、以下の記事等もご参照ください。 https://doi.org/10.18919/jkg.71.5_200 https://current.ndl.go.jp/e1791
オープンアクセスの促進がきっかけとしてよい研究成果が得られたという事例集というようなものがあれば紹介してください。	今回の調査では、そのような好事例については調査しませんでした。(OAにしたことで何らかのメリットがあったか、という趣旨のご質問と理解しました。)
英国では今後もグリーンよりお金かかるゴールドに偏っていく状況でしょうか？	Jiscに対し、グリーンやゴールド、ダイアモンドOAなどに関する英国の今後の展望についてお尋ねしたところ、「グリーンとゴールド、特定の方向性があるわけではない。商業出版社が研究に果たす役割を認めつつ、公的資金からのAPCの支出増加や、OAを妨げるリスクを懸念する必要がある」という趣旨的回答をいただきました。
聞き逃したら申し訳ありません。イギリスでは、OA(いわゆる再利用も可能)とパブリックアクセス(だれでもアクセスできる)は区別しているのでしょうか？日本のOA義務化では、そのあたりも明確になるといいなと思います。国内学会は特に、OAです！といいつつ、フリーアクセスでは…？というケースも散見されます。	英国では、UKRI、REF2021、Wellcome trustなど主要な助成機関のOAポリシーで、CC BYなど特定のライセンス付与を求めており、再利用も可能なOAの実現を急頭に置いていると言えそうです。確かに日本もその点についての明確化が必要だと思います。
即時OAの実効性をあげるにあたって、権利保持戦略はどの程度有効なのか気になります。英国では現在27機関が導入のことですが、ジャーナル出版社による掲載拒否などのトラブルはないのでしょうか、また研究機関は権利保持戦略の実効性をもたらすために何か工夫をしているのでしょうか。	全ての大学ではどうかわかりませんが、訪問した導入済みの2機関では、特に問題は起こっていないとのことでした。「実効性をもたらせるための工夫」と言えるかわかりませんが、出版社への事前通告レターにより、「個々の論文に権利保持に関する文言がなくても権利保持は適用される」という運用をしている大学がありました。
ご報告の中で、英国では権利保持戦略を当初助成機関が行っていたが、出版社の反対と研究者の混乱から研究機関でやるようになったと仰っていたと思いますが、助成機関と研究機関ではどういう違いがあるのでしょうか、また研究者が機関を移った時にはどう対応されていますか。英国等の経験を踏まえて国内の権利保持戦略をたてることを要望します。	こちらも船守先生の記事をご参照いただければと思いますが、大学が権利保持戦略を取る場合には、大学と研究者との雇用契約に基づき権利保持が効力を持つと考えられ、助成機関が被助成者に対して要求する要件よりも強く働くという考え方に基づくようです。 2点目については調査を行っていませんが、そもそも助成機関が権利保持戦略を取っていればそちらが効力を持つと考えられるのではないかでしょうか。そうでない場合は、個別具体的な対応になるように思います。
「セルフアーカイブを行えるだけの、簡便なシステムとなっているのでしょうか。」とのご質問に、尾城さんが、研究者が、サジェストションを受けてリポジトリに登録するシステムがあると回答されていたかと存じます。このあたりについてもう少し詳しくご教示いただけないでしょうか。	フローについては、当日回答もご参照いただければと思います。 システムに関して、研究成果の登録自体はSymplectic ElementsやPure、あるいはePrintsの機能で実現しているようでした。標準機能か追加機能かということはわかりませんが、少なくとも訪問した4大学では、図書館で独自に開発をしているという話は聞きませんでした。 細部は使用しているシステムや各大学の体制に応じて異なりますが、肝となる部分は、(1)著者自身が論文情報を登録できる仕組み、(2)外部の情報源から所属研究者の論文データを取り込む仕組みがあり、(3)一定のチェックを経たうえで公開／非公開にできる機能をCRISや機関リポジトリが持っているという点かと思います。
そのようなシステムは、何かパッケージで提供されているものなのか、図書館独自で開発されたものなのかといったあたりも、おわかりになりましたら教えていただきたいです。	
また、この方法ともう1つ、システムのフローをおっしゃっていたような気がするのですが、申し訳ないことに聞き漏らしてしまいました。差支えなければ改めてご教示いただけますと幸いです。	